

中間報告（13年6月）に盛り込まれた項目と対応状況

指摘項目	対 応
<p>1. 生命保険会社の財務基盤の充実 社員配当ルール弾力化</p> <p>「 配当水準の自主的な決定を促すべく、法令上の社員配当に関する80%ルールについて見直しを行い、配当比率の下限は、各保険相互会社が、自社の経営状況等を十分踏まえた上で、実費主義の理念等に則った剰余の分配を図ることができるよう、それぞれの定款において定めることとすることが適当である。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互会社の実費主義の考え方を踏まえつつ、厳しい経営環境に対応した内部留保の適切な確保を促す観点から、定款で定める配当割合の下限を80%（生命保険会社。損害保険会社は60%）から20%に引き下げた。（14年3月保険業法施行規則改正） あわせて、「資本政策と配当割合についての考え方」を、毎年の総代会で説明するとともにディスクロージャー誌に記載するよう求めることとした。（14年3月事務ガイドライン改正）
<p>責任準備金等の充実</p> <p>「 保険金支払い等に備える責任準備金等について、当面の充実策として、平準純保険料方式による積立てを促進することが適当である。また、新たな保険商品の出現に対応した標準責任準備金対象範囲の拡大、責任準備金の積立てに関する将来収支分析の厳正な運用等を図ることが適当である。さらに、保険負債の時価評価が今後の重要な課題であり、国際会計基準審議会（IASB）、保険監督者国際機構（IAIS）における審議状況等をみつつ、中期的な検討課題として取り組んでいく必要がある。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任準備金の積立等に関する将来収支分析の実効性を確保する観点から、行政当局が保険計理人や経営者から、将来収支分析に関する保険計理人の意見書の内容について説明・意見を求め、その適切性を確認する場合の着眼点（任意シナリオによる場合の当該シナリオの合理性、責任準備金の不足に経営政策の変更により対応する場合の当該政策変更の合理性等）などを明確化した。（14年3月事務ガイドライン改正） また、将来収支分析に基づき追加責任準備金を積み立てる場合の実務手続等について、その明確化を図った。（14年3月日本アクチュアリー会実務基準改正） ・ 保険負債の時価評価に関する国際会計基準については、現在、国際会計基準審議会（IASB）において検討が進められているところであり、同審議会の議論の動向を注視しつつ、中期的な検討課題として取り組む。
<p>株式会社化の枠組みの積極的な活用</p> <p>「 我が国においても、昨年の保険業法の改正により、相互会社の株式会社化を容易にするための制度整備が行われたところであり、今後、こうした枠組みの一層積極的な活用が望まれる。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社化スキームの積極的な活用を促す観点から、以下のとおり措置した。（15年5月保険業法改正） <p>(1)基金の償却 相互会社が組織変更の際に組織変更後の株式会社の増資を行う場合、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、基金の償却をする必要がないこととした。</p>

指摘項目	対 応
	<p>(2)新会社の資本及び取締役等のでん補責任 組織変更時における組織変更後の株式会社に現に存する純資産額が、社員に割り当てた組織変更後の株式会社の株式の発行価額の総額に不足する場合、組織変更の決議の当時の相互会社の取締役等が組織変更後の株式会社に対し連帯してその不足額を支払う義務は、株主総会の特別決議がある場合に限り、免除することができることとした。</p> <p>(3)組織変更時の株式の発行 相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の増資を行う場合、商法の会社設立の規定に代えて、新株の発行に関する規定を準用することとした。</p> <p>(4) 株式交換等の際して発行する完全親会社の株式の割当て 相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の増資とともに株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）を行う場合、当該増資に係る払込み又は現物出資の給付をした株式の引受人は、完全親会社が当該株式交換等の際して発行する株式の割当てを受けることとした。</p>
<p>基金の調達手続の弾力化等</p> <p>「 定款で定める範囲内では、取締役会が株主総会に諮ることなく新株の発行を決定できるとの株式会社における授權資本制度を参考にすることが考えられるが、その際には、社員の権利保護の観点から、授權の規模、授權期間等について、十分検討することが必要である。</p> <p>さらに、基金の再募集を行う際には、総代会において、その必要性、償却や利息に関する負担の妥当性等について、十分な説明が行われるべきである。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相互会社の自己資本のコアである基金は、総代会決議と引受・払込をほぼ連続して行い、1～2か月内に全ての手続が完了するよう調達していたが、より弾力的な調達が現行法の下でも可能であることを明確化した。具体的には、基金調達の時期を総代会決議において定めた時期（複数の時期を定めることも含む）とすることが可能であることを明確化した。 あわせて、基金の募集条件等に関する総代会への説明など社員の権利保護の観点からの留意点や基金調達は原則として総代会後、次回決算期末までの間に行われるべきこと等を定めた。（14年3月事務ガイドライン改正） 基金を再募集する際の定款変更認可において、再募集の条件等について十分な説明が行われた上で、総代会の意思決定が行われたものであるかをチェックすることとした。（14年3月事務ガイドライン改正）

指摘項目	対 応
<p>2. 保険契約者からの信頼の向上 ディスクロージャーの改善 ・責任準備金の詳細の開示 「 負債面のディスクロージャーについては、なお一層、拡充の余地があると考えられる。特に、保険会社の負債は、その大宗を責任準備金が占めているが、昨今のいわゆる「逆ざや」等の経営環境も踏まえ、責任準備金の内訳（契約時期別、予定利率別等）について、さらに詳細な開示が求められる。」</p>	<p>・ 昨今のいわゆる「逆ざや」等の経営環境も踏まえ、保険会社の負債面のディスクロージャーを一層拡充する観点から、責任準備金の詳細の開示を義務付けた。具体的には、生命保険会社の個人保険及び個人年金の責任準備金について、契約時期別に、その金額と予定利率のレンジの開示を義務付けた。また、損害保険会社については、その商品特性に沿った責任準備金の内訳（普通責任準備金、異常危険準備金等）の開示を義務付けた。（14年3月保険業法施行規則改正）</p>
<p>・ソルベンシ ・マージンの内訳の開示 「 保険会社のソルベンシーマージンの内訳（ソルベンシーマージン（分子）やリスク（分母）の内訳等）に関するディスクロージャーについては、銀行等と比べ必ずしも十分とは言えず、その拡充を図ることが求められる。」</p>	<p>・ 保険会社の保険金等の支払能力の充実状況を示すソルベンシーマージン比率について、その水準のみならず、その内容及び質が重視されてきていることに鑑み、その分子・分母の内訳の開示を義務付けた。（14年3月保険業法施行規則改正） （注1）分子の内訳の開示項目 ・資本の部合計（繰延資産及びその他有価証券評価差額を除く。） ・価格変動準備金 ・危険準備金（異常危険準備金：損保） ・一般貸倒引当金 ・その他有価証券評価差額 ・土地含み損益 ・負債性資本調達手段等 ・控除項目 ・その他 （注2）分母の内訳の開示項目 ・R1（保険リスク） ・R2（予定利率リスク） ・R3（資産運用リスク） ・R4（経営管理リスク） （・R5（巨大災害リスク）：損保）</p>

指摘項目	対 応
<p>・ 損益状況の詳細の開示開示</p> <p>「 各社が開示している「逆ざや」については、その総額のみが公表され、その算出基準・根拠は必ずしも明らかではない。「逆ざや」について、その算出根拠等を含め、その詳細が明確な形で開示されるべきである。」</p>	<p>・ 生命保険会社が自主的に開示してきた逆ざや額について、その開示のルール（算出方法）を生命保険業界において統一化した。〔13年度決算より実施〕</p> <p>（注）基礎利益上の運用収支等の利回りと平均予定利率の差に一般勘定責任準備金の額を乗じたものを逆ざや額とするよう統一化。</p>
<p>・ 代表的な経営指標等のわかりやすい開示</p> <p>「 一般の保険契約者向けには、ソルベンシーマージン比率や基礎利益などの代表的な経営指標等を、一覧性を持った形でわかりやすく開示する等の方法を工夫する必要がある。」</p>	<p>・ 一般の保険契約者向けに、ディスクロージャー誌の冒頭で、代表的な経営指標等をわかりやすく解説するよう、生命保険・損害保険業界において、その対象となる経営指標等の統一化を図った。〔13年度決算より実施〕</p> <p>（注）代表的な経営指標等</p> <p>【生命保険会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経常利益 ・ 当期利益 ・ 基礎利益 ・ 責任準備金残高 ・ 総資産 ・ 貸付金残高 ・ 保有契約高 ・ ソルベンシーマージン比率 ・ 逆ざやの状況 等 <p>【損害保険会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経常利益 ・ 当期利益 ・ 保険引受利益 ・ 正味収入保険料 ・ 正味損害率 ・ 正味事業費率 ・ 総資産 ・ ソルベンシーマージン比率 等

指摘項目	対 応
<p>保険会社におけるガバナンスの強化 ・総代会制度の充実</p> <p>「立候補制の導入など総代の選考方法の多様化を図るとともに、各社が自主的に設置している契約者懇談会等との連携を進めていくことが適当である。また、総代の構成が実際の社員全体の構成（保険種類、職業、年齢、地域等）と乖離している現状にかんがみ、総代の選抜範囲の拡大等を図るほか、社員数が1000万名を超える保険会社があるにも関わらず、実態として50～150名程度となっている各保険会社の総代数については、その大幅な拡充を図ることが適当である。</p> <p>また、総代に対する経営に関する情報の提供について、その充実を図るとともに、総代会の議事についてディスクロージャー誌やインターネット等を活用し公開を進める等、社員に対するガバナンスに係る情報提供を拡充することが適当である。」</p>	<p>・以下の～に掲げる事項を講じた。（14年3月事務ガイドライン等改正）</p> <p>総代数 総代数の見直しを促す観点から、総代数及びその数を適正とする考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、毎年の総代会において説明すること等を求めることとした。</p> <p>総代の選考方法 総代の選考方法の見直しを促す観点から、総代になることを希望する社員が総代候補者に選出され得る方策の有無を含めた総代の選考方法に関する考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、毎年の総代会において説明すること等を求めることとした。</p> <p>総代の構成 総代の構成の見直しを促す観点から、保険種別、職業別、年齢別、地域別それぞれの総代の構成と社員の構成とをディスクロージャー誌に記載することを求めることとした。 （注）職業別については、社員の職業別データを更新・保存していない場合には、総代の職業別の構成の開示のみ記載。</p> <p>総代会（株主総会）への報告・説明事項 保険会社の財務に関する基本的事項について、事業報告書（営業報告書）への記載事項の追加等により、総代会（株主総会）への説明の充実を図ることとした。 （注）総代会での説明事項の追加項目 ・基礎利益 ・責任準備金残高 ・ソルベンシーマージン比率 ・契約高（保有契約高、新契約高、減少契約高等） ・逆ざやの状況</p>

指摘項目	対 応
	<p>総代会議事録 総代会議事録について、各議決事項に対する主な賛成意見及び反対意見を記載すること等を求めるとともに、インターネット・ホームページの活用等による開示を求めることとした。</p> <p>総代会傍聴 傍聴を希望する社員に対する機会の付与、傍聴者に対する総代会の直前又は直後の会社への意見・質問等の機会の付与等を求めることとした。</p> <p>契約者懇談会との連携 現在は総代会の後に開催されている契約者懇談会について、その開催時期を総代会の前とし、契約者懇談会での契約者の意見を総代会に報告すること等を求めることとした。また、参加を希望する契約者に対する機会の付与、開催の周知を求めることとした。</p>
<p>・少数社員権の充実等</p> <p>「総代会提案権については社員総数の千分の一以上に相当する数の社員または1000名以上の社員による請求が必要であるなど、実効性が乏しいものとなっているとの指摘がある。少数社員権の実効性を確保するため、必要とされる社員数について、その引下げを検討することが適当である。</p> <p>また、社員としての権利義務について十分な理解がなされていないことが、相互会社のガバナンスにおける制約となっており、社員自治の実効性を高めるため、相互会社の保険募集に当たって、総代会制度の仕組みや少数社員権等の社員としての権利義務に関する的確な説明義務を課し、社員に対してもガバナンスの担い手としての自覚を促していくべきである。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少数社員の意思を経営に反映させる方策として、契約者懇談会等の支社単位等での開催を求めることとした。(14年3月事務ガイドライン改正) ・保険募集人が、保険募集をする際に、総代会の制度や社員としての権利義務を説明することを求めることとした。(14年3月事務ガイドライン改正)
<p>・保険計理人の機能強化</p> <p>「監査役、会計監査人等を参考として、保険計理人の権限強化を図るとともに、保険計理人に対し相応の責任を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険計理人の実務基準の見直しに当たって日本公認会計士協会との連携を図ること、個々の保険会社の保険計理人が将来収支分析で用いた前提について会計監査人が

指摘項目	対 応
<p>求めることを検討すべきである。また、行政当局との連携についても、より密接なものとするべきである。</p> <p>さらに、今後の課題として、外部からの保険計理人の選任によるチェック機能の改善等が考えられるが、当面、保険計理人による分析の前提を会計監査人が検証するなど、会計監査人との連携を図っていくことが重要である。</p> <p>なお、保険計理人の専門職団体である日本アクチュアリー会においては、実務基準の適時適切な見直しや問題事例に対する厳正な対応等、自律機能の適切な発揮が望まれる。」</p>	<p>検証すること等について、実務基準におけるルールを明確化した。(14年3月日本アクチュアリー会実務基準改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクチュアリー会における自律機能の適切な発揮については、アクチュアリー会実務基準の見直しについて、毎年保険計理人の意見書の作成に関する調査を行い、実務基準の検証を行うなど、ルールの明確化を図った。(14年3月日本アクチュアリー会実務基準改正)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外取締役の拡充等他の機関の強化 <p>「社外取締役の拡充等、他の機関の強化についても、今後の商法改正の議論を踏まえて検討する必要がある。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互会社について、商法特例法における委員会等設置会社に関する規定を準用すること等により、社外取締役等からなる三委員会（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会）及び業務執行を担当する執行役を置く委員会等設置相互会社についての規定を設けることとした。(15年5月保険業法改正) ・ 相互会社について、商法特例法における重要財産委員会に関する規定を準用すること等により、重要な財産の処分等を決定する重要財産委員会についての規定を設けることとした。(15年5月保険業法改正)
<p>3. 多様な保険商品開発の促進</p> <p>保険商品の審査手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業向け商品の届出制への移行 <p>「既に企業向け商品についてはほとんどが届出制となっているが、保険に関する専門的知識や交渉力を有する企業を顧客とする保険商品については、速やかに届出制に移行させることが適当である。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者財産形成給付金保険及び勤労者財産形成基金保険（生損保共通）、フリート自動車保険、その他未だ認可対象となっている事業者向け損害保険等を届出対象商品に追加した。(13年7月保険業法施行規則改正) ・ 確定拠出年金保険、火災保険等を届出対象商品に追加した。(14年3月保険業法施行規則改正)

指摘項目	対 応
<p>・ 審査期間の短縮と審査基準の明確化</p> <p>「 審査に係る期間の短縮は、商品開発の迅速化に資するものであり、商品審査体制の充実等により、現行 90 日の認可にかかる標準処理期間、届出にかかる審査期間をそれぞれ 60 日に短縮すべきである。</p> <p>また、保険会社による事前の自己審査のために導入されている認可申請内容評価表・届出内容評価表などの整備を通じて審査基準の明確化等を行い、審査手続の一層の効率化、透明性の向上を図ることが重要である。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型化された簡易な商品等に係る認可申請及び届出について、これらの標準処理期間、審査期間を原則として 60 日に短縮した。(14 年 3 月事務ガイドライン改正) ・ 実務上、損保商品の届出に際し活用している届出内容評価表及び認可申請内容評価表の内容を明確化し、事務処理の透明性を図った。(13 年 7 月事務ガイドライン改正)
<p>4. 監督手法の整備</p> <p>中間業務報告書の導入</p> <p>「 銀行等が中間業務報告書の作成・提出を義務付けられていることや、本年 3 月に、保険会社に 9 月末基準のソルベンシーマージン比率や実質資産負債差額の算出・報告を求めることとしたこと等も踏まえ、保険会社の財務状況を適時に把握するため、保険会社にも中間業務報告書の作成・提出を求めることが適当である。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社は、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととともに、当該保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととした。(15 年 5 月保険業法改正)
<p>資産運用規制のあり方の見直し</p> <p>「 A L M (総合的な資産・負債管理)の充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適当である。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産別運用比率規制については、I A I S (保険監督者国際機構)において資産運用に関する法的規制が求められていること等も踏まえ、監督手法の充実(13 年 9 月～オフサイトモニタリング導入)等を図りつつ、必要に応じて見直すこととする。 ・ 外貨建保険契約(保険金等の額を外貨で表示する保険契約)に係る資産の当該外貨建の資産による運用について、外貨建資産の運用制限の対象から除外することとする。(15 年 6 月保険業法施行規則改正予定)